

\\ 宿泊施設の皆様! //

その! 広間や ロビーなど 有効活用 しませんか?

あの広間、
少人数なら
会食やイベントに
最適かも!

ロビーが
有効活用
できそう!



コロナの時代に即した少人数の会食からイベントまで

利活用事業にかかる経費を補助します!



食事会

「黙食」を推進する演奏家を招いた



ディナー
ショー

会議室等で地域と連携した



勉強会

新型コロナウイルスワクチン接種者への
陰性証明提示者の



限定
サービス

1施設あたり
補助上限額

補助率10/10

100万円

令和4年7月1日以降の
取組が対象!

予算の上限に達し次第終了!

庭園で3密を避けた

ガーデン
イベント



ロビー・広間等での



ミーティング

感染症対策への協力促す



グッズ配布

宿泊施設のホール等 利活用促進事業

第3期

補助対象の例

- 広告宣伝費
- 仕入費
- 委託費
- 謝金

- 社外人件費
- 旅費
- 賃借料
- 販売促進費

受付期間 令和4年9月26日(月) ▶ 令和5年1月13日(金)

午後5時
(必着)

※申請額が予算額に達し次第、申請の受付を終了しますので、お早めに申請ください。なお、受付終了については、本事業専用サイトでお知らせします。

補助対象者

次に掲げる事項のいずれにも該当する者

- ①旅館業法第3条第1項に規定する許可を受けた者
- ②原則として「やまぐち安心飲食店」の認証を取得している宿泊施設(申請中含む。)を経営する者

※飲食を伴わない事業で補助を受ける場合は、認証取得の必要はありません。
 ※住宅宿泊業法(民泊新法)の提出のみの施設は対象外
 ※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む施設は対象外

補助対象期間&補助金額

補助対象事業費

補助上限額 **100万円**
1施設あたり

予算の上限に達し次第終了!

お急ぎ
ください

補助対象期間

令和4年7月1日(金)▶令和5年1月31日(火)

補助対象経費



広告宣伝費



社外人件費



仕入費



旅費



委託費



賃借料



謝金



販売促進費

など、コロナの時代に即したホール等の利活用を図る取組に要する経費

補助対象外経費

ただし、以下の経費については対象外です。

- ▶消費税及び地方消費税
- ▶送料(代金に含まれ、かつ送料込でも通販の方が市販より安価であるものを除く)
- ▶間接経費(振込手数料、水道光熱費、収入印紙代等)
- ▶旅館業法第3条第1項に規定する許可を受ける前に支出した経費
- ▶補助対象期間外に支出した経費
- ▶機器更新等に要した経費
- ▶施設または設備等の維持及び運用の経費
- ▶不動産購入に係る経費
- ▶事業で使用したことが一般的に確認できない経費
- ▶事業計画の目的に合致しないもの
- ▶保険料
- ▶交際費(飲食代・接待費)
- ▶公租公課
- ▶申請する事業計画に対し、別途、国、県、市町等からの補助金、助成金、委託費等を受給したもの、又は受給予定がある場合の当該経費
- ▶補助対象経費の申請、請求に係る経費の証拠書類に不備のある経費
- ▶その他、助成金の使途として社会通念上不適切と認められる経費
- ▶備品購入(概ね3万円超)及び施設整備

事例紹介

せとうちつなぐキッチン 郷の家

地元と他地域のコンテンツを
組み合わせたイベント!

「島から世界へつながるきっかけが生まれる空間の創造」をコンセプトに、周防大島の古民家を改装し地域の魅力発信基地とし4つのイベント(全5回)の連続開催しました。チラシを作成・配布や関係団体の協力していただきHP、SNSで告知。また、県内の酒造会社が製造している消毒液を小分けにし、お土産としました。

- ①映画上映会
- ②食事会の開催
- ③スパイス関連イベント
- ④異業種交流



映画上映会(イメージ)

施設のPRと地域の魅力発信

柳井グランドホテル

eスポーツを普及する
イベントを開催!

中国地方では初めてのeスポーツ宿泊施設としてリニューアル。eスポーツは世代やハンディキャップを超えて取り組み、引きこもりの解消、デジタル人材の育成にもつながる。eスポーツの理解を深めるための講演会、体験会、エキシビジョンマッチを実施し、ホテルの新しい活用法を紹介しました。

- ①eスポーツイベント
- ②ホテルの新たな活用法を提案、ターゲットを拡大



eスポーツエキシビジョンマッチ(イメージ)

eスポーツの講演会、体験会、
エキシビジョンマッチを実施

申請上の注意

- ▶事業計画書の記入もれや添付資料のもれ等の不備があった場合は、審査対象外となる場合があります。また、受理日後の書類の差し替え、訂正等には応じられません。
- ▶提出された申請書類等は、返却しません。必ずコピーを取り、保管してください。
- ▶提出された申請書類などの内容に関して、事務局より電話やメール等で問い合わせ、追加資料の提出を求める場合があります。その場合は、書類(様式任意)により、メール等にて速やかに回答してください。

新型コロナウイルス感染症拡大状況によっては、事業を中止する可能性があります。

郵送または、電子メール添付にて送信の申請のみ受付。

郵便での申請は、簡易書留等郵便物の追跡ができる方法を推奨します。電子メールでの申請は、送信後、事務局宛に電話連絡にて受信確認をお願いします。

申請先
お問い合わせ先

宿泊施設のホール等利活用促進事業(第3期)

山口県

TEL 083-974-4780

E-mail y_hall-katsuyo@bsec.jp

▶9:30~17:30(土日祝、年末年始(12月29日~1月3日)を除く)
[住所]〒754-0042 山口市小郡長谷一丁目3番15号小郡第6ビル2階

事業の詳細の確認、公募要領・申請書類のダウンロードはサイトからお願いします。

<https://hall-katsuyo.ikouyo-yamaguchi.jp/>